

平成28年度第2回 国立市保健センター運営審議会 会議録

日 時

平成28年8月24日（水） 午後1時15分から2時30分まで

場 所

国立市保健センター 2階 集団指導室

出席者

委員8名

（出席：浅倉委員、佐藤委員、高橋委員、鏑木委員、辛島委員、樋口委員、坂井委員、清水委員）

（欠席：大石委員）

事務局6名

（堀江予防・健康担当課長、橋本予防推進係長、坂本保健事業係長、飛田保健事業係主査、前田保健事業係主査、児玉保健事業係主任）

議 題

- （1）平成27年度決算報告について
- （2）平成28年9月補正予算（案）（B型肝炎定期予防接種化）について
- （3）がん予防に関するアクションプランの策定について
- （4）その他

浅倉会長：平成 28 年第 2 回保健センターの運営審議会を開催させていただきます。お集まりいただきありがとうございます。なお、立川保健所の大石委員より本日欠席との連絡を預かっております。ということで 1 人欠席で会を進めさせていただければと思います。議題に入る前に、以前事務の方から送付させていただいた前回の議事録について校正、訂正の依頼があったと思いますが、改めてご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。ございませんか？なければ、事務局の方からみなさんにお伺いがあるということなので・・・よろしいですか？

堀江課長：委員の皆様にお伺いがございまして、議事録につきましては、前回の第 1 回の方で簡単にご説明を申し上げましたけれど、国立市の附属機関等の設置及び運営に関する要綱というのがございまして、こちらが今年の 4 月 1 日から施行されておりまして、そちらの要綱の第 6 条の第 5 号に規定がございまして、附属機関・・・附属機関というのはこの保健センター運営審議会も当てはまりますけれど、「附属機関は、会議を開催したときは、原則として発言委員名を明らかにした会議録等を作成するものとし、会議録等の公開については、会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときは、第 6 条の規定に準じて公開の可否について決定すること。なお、公開とした会議録等は、原則として市ホームページにおいて公表するものとする」という規定がございまして、こちらの規定に従いまして、今回確認で事前に送付をさせていただいた会議録につきましても、委員の皆様の名の方を入れさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。名字が入りますというお願いになりますので、よろしくお伺いします。議事録につきましては以上です。

浅倉会長：それでは、議事に入る前に、事務局の方から資料の確認をお願いします。

坂本係長：保健事業係長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。それでは資料の確認に入る前に、資料につきましては、事前に委員の皆様方にご郵送させていただきましたが、資料 1 ですが、平成 27 年度保健センター事務事業別歳出決算一覧表というもののの中で、金額の単位が「千円」という記載になっていると思いますが、こちらは「円」の誤りですので、本日机上の方に配布させていただいた資料に差し替えをお願いしたいと思います。それでは、資料の確認をさせていただきます。1 枚目が本日の次第になります。それから 2 枚目が資料 1 として今申し上げました決算一覧表になります。それから資料 2 といたしまして、歳出補正見積書、それから、次のページに B 型肝炎ワクチンの定期接種が始まりますという A4 縦長のものが 1 枚、それから資料 3 といたしましてがん対策アクションプランの策定について、1 枚めくっていただいて、がん検診の概要、それから A5 の小さいものですが、連絡方法希望調査票となります。資料は以上となりますが、不足等ある方いらっしゃいますでしょうか？大丈夫でしょうか？ありがとうございます。

浅倉会長：それでは資料の確認が終わりましたので、審議次第に沿って議事を進めさせて

いただきます。まず、議題 1 の平成 27 年度決算報告についての説明を事務局の方からお願いします。

堀江課長：その前に 1 つお願いがございますが、議事録の作成の関係で録音をさせていた
だいているんですが、後ほどあなたが発言されたか分からない場合があります
ので、発言の際に挙手をしていただいたときにお名前をおっしゃっていただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

坂本係長：それでは引き続き私の方からご説明をいたします。議題 1 の平成 27 年の決算報
告についてでございます。お手元の資料の N o 1 に基づきご説明をさせていただきます。
こちらは事務事業区分ごとに予算額、決算額、残額が明記されてお
ります。会議の時間の都合上、おおむね残額 100 万円以上のものにつきましてご
説明させていただきます。なお、初めての委員さんもいらっしゃるしますので、
まず市の予算の組み方についてご説明いたします。事務事業毎に分かれていま
して、大きくは、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林費、商工費、
土木費、消防費、教育費が大きなくくりとなっています。このなかで保健セン
ターの予算は衛生費になってございます。それでは 2 予防費からご報告いたし
ます。(1) 乳幼児子育て支援に係る事業ですが、予算額から決算額を差し引き
まして 146 万 4 千円の残額となっております。主にこちらの残額につきましては
委託料、事業者もしくは個人の方に委託をお願いしている方にお支払する委
託料の残額が主なものになります。この中で特に金額が大きかったものが新生
児訪問という形で個人の方に委託をお願いしているものですが、この方が年度
途中でお辞めになったため、この分が残額として出たものです。ただし、訪問
自体は職員が代わりに行ったため事業の影響はございませんでした。続きまし
て(2) 母子保健に係る事業ですが、こちら予算額から決算額を差し引きまして
348 万 8 千円となっております。こちらも主に委託料、特に妊婦健診の健診委託
料の残になります。妊婦健診につきましては、健診の 14 回分と超音波検査につ
いて公費で負担していますが、予算では年間で延べ件数 6,873 件分計上しまし
たが決算では 6,440 件ということで、金額としては約 215 万円の残というのが
大きなところでございます。続きまして(3) 予防接種に係る経費ですが、こち
らにつきましては予算額から決算額を差し引きまして 596 万 2 千円となってお
ります。主に予防接種の委託費用の残額となっております。主な内容といたし
ましては従来の三種混合、ポリオの予防接種を合わせました四種混合の予防接
種がまして定期接種として導入をされております。ただし、ポリオについては
単独で接種される方がある程度いらっしゃる見込みで平成 27 年度は予算計上
いたしまして、医療機関の先生方のご協力のもとそれに備えておりましたが、
ポリオも含めた四種混合接種に移行された方が多かったということがこのよう
な残額が残った原因と考えております。続きまして(6) 成人健診に係る事業で
すが、予算額から決算額を差し引きまして 203 万 3 千円の残額となっております。
主に成人一般健診、成人歯科健診の委託料の残となっています。その成人
一般健診ですが、請求行為がございまして、医療機関から国民健康保険団体連合

会へ請求して連合会で取りまとめをして市に請求が来る流れとなっておりますが、これが2か月遅れくらいで請求が来るという形になっております。こちらが平成27年の11月時点で受診者の見込みが年度当初組んだ予算より増加するであろうという見込みがありましたため、平成28年の3月議会、最後の議会になりますが、そこで410万円増額補正、補正はまた後でご説明をしますが、410万円を増額しました。結果的には、決算では成人一般検診につきましては87万円の残となりました。成人歯科健診につきましては平成26年度と比較して受診者の減があったというところで68万円の残となりました。主なところは以上でございます。

続きまして(7)各種がん検診に係る事業ですが、予算額から決算額を差し引きまして558万1千円の残となっております。主に健診委託料の残額となっております。中身としましては、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診でございますが、中でも乳がん、子宮頸がんが当初予算で見込んだ検診人数に至らなかったことが理由としてあります。考えられることとしましては、市の検診の方に申し込むのではなく、個人的に検査機関の方に申し込みをする方がいると、もう一つは、いわゆる国民健康保険、国立市の国民健康保険に加入している方の中で、特徴としては若い方が国保から社会保険の方に切り替っている方が多いという風に聞いております。このことから、会社の方の検診の方で受けられた方がいるのではないかと考えております。続きまして3保健センター費ですが、こちらは施設の維持管理費が主なものとなっております。予算額から決算額を差し引きまして266万3千円の残となっております。これは法律で決まっているところでございますが、建築設備定期検査というものがございまして。これを実施したところ、その報告に伴いまして是正が必要な場所があるというところで、具体的には非常用照明器具、停電等になったときに電気がつくという証明器具と換気扇、この建物の中にも3か所ございますが、吸い込む風力といいますか、それが基準より下回っているというところで、そこを改善するということがございましたので、これを修繕したところでございます。年度当初に緊急修繕費として何か緊急事態があった場合に50万円の予算を計上しているところですが、この範囲を超えるということがございましたので、こちらも129万円ほど増額補正をさせていただきました。ただし、実際に入札を行って契約をしたところ契約額としては80万円でした。この契約差金が約49万円というところと先ほどの緊急修繕費の50万円というところですが、27年度末までに特に緊急を要する大きな修繕がございましたので、この50万円を含めまして修繕費の残額が108万円。あとですね、光熱水費、電気ガス水道でございますが、この残額として88万円、それから、保健センターの車両を27年度に購入いたしました。その契約差金として38万円ございました。こちらが主なものとなっております。雑駁ではございますが、以上が平成27年決算額の報告になります。ご審議よろしくをお願いいたします。

浅倉会長：以上で説明が終わりましたけど、何か質問あるいは疑問点は？

高橋委員：残額が残るのはいいですが、11 番（機能訓練に係る事業）の決算額 0 のところ、環境衛生費の 1 番（感染症対策に係る事業）の決算額が 0 のところというのは。

飛田主査：機能訓練はご希望の方、対象の方が出たときに備えて予算をとっておりまして、27 年度につきましては、対象の方が出なかったというところで、この金額が残っております。毎年対象の方が 1 件出るときもあれば、ないときもありまして、対象の方が出たときに対応ができるようにということで予算の方を計上させていただいております。

坂本係長：最後に 4 の環境衛生費の感染症対策に係る決算が 0 円のところですが、こちらにつきましては、伝染病等があった場合にそこのお宅、周辺も含めてですが、消毒をするということになっております。27 年度につきましては、そういう事例がなかったので、決算としては 0 円というところでございます。

堀江課長：補足としまして（11）の機能訓練に係る事業なんですけど、なぜ対象者が出ないかというところですが、こちら介護保険法というものが出来まして、それまでは介護保険法というものがありませんでしたので、介護保険の中で、機能訓練という事業がございまして。介護保険の対象者になる方というのは、保健センターの機能訓練の対象にならないということになりましたので、かなり介護保険の方に対象の方は、移られてしまったというところではございまして。保健センターの健康増進法に基づく機能訓練ですが、そちらの対象の方がほとんどいらっしゃらないという現状になってございます。以上です。

坂井委員：質問にならないのですが・・・勉強不足で申し訳ないのですが・・・とある方に健康手帳と聞かれたときに即答できなかったんですけど、健康手帳というのはどのような物が教えていただければありがたいのですが。

坂本係長：実物を今お持ちします。

浅倉会長：実物が来る前に健康手帳の解説を・・・

堀江課長：健康手帳は・・・基本は 40 歳以上の方が対象の健康増進法に基づく事業なんですけど、特定健診とか予防接種とか受けられたものを記録したりとか、色々ご自身の健康を管理していただくために記録できたりとか、挟み込む綴りができるようになってございますので、健康診断の結果等をそこに綴ることができるんですけど、そういったところでご自身で健康管理をしていただく上でそれを記録していただいて活用していただくというのが健康手帳ということです。

坂井委員：それはどちらでいただけるものですか？

堀江課長：市民の方であれば、保健センター、北市民プラザ、市役所本庁、国立市医師会さんにご協力をいただきまして、市内の医療機関でもお配りをしていただくようお願いをさせていただいております。

坂本係長：もう一つ補足で、ちょうど今 27 年度決算ですので実際に交付した件数、人数でございまして 40 歳以上の方がほぼ課長が申したとおりですが 75 歳以上の方で 70 人、40 歳以上 75 歳未満 504 人、40 歳未満の方が 122 人、合計で 696 人の方にお渡しをしているところでございます。

浅倉会長：よろしいですか？希望者にですか？

堀江課長：希望される方に。

坂井委員：希望者と言うのはどういった形でとられているんですか？

堀江課長：一番多いのは医療機関にかかれた際に、健診とかを医療機関で受けて頂く方が多いのでそういったところで病院の先生にお願いをさせて頂いているんですが、こういったものがあるから活用してくださいということと、市報とかホームページでも掲載をさせて頂いているんですが。市報の毎月 20 日号に保健コーナーを掲載させて頂いておりますけども、そちらでがん検診等のご案内をさせて頂いております。そういったときに健康手帳にも触れたりということとはさせて頂いております。

坂井委員：この予算で言うところとある程度限定的な機会で配布されるものですよね。

堀江課長：全員ではございません。

坂井委員：聞かれたときに、私が運営審議委員をやっているということを知っている方に聞かれて答えられなかったのが非常に恥ずかしかったものですから。

浅倉会長：他にありますか？なければ次の議題（2）平成 28 年 9 月補正予算（案）（B 型肝炎定期予防接種）について

坂本係長：引き続きご説明いたします。（2）平成 28 年 9 月補正予算（案）（B 型肝炎定期予防接種）について。補正予算、先ほどもちょっと申しましたが、当初予算策定後に生じた事由に基づきまして既に追加、或いは変更を加える予算につきまして補正予算という風に呼んでいます。予算につきましては市議会議決を経ているためにその内容の変更につきましては補正予算という形で審議会の議決を経てということになっております。今回 9 月議会が始まりますがその後議会に補正予算案を提出していると言うところでのご報告になります。資料 2 をご覧いただければと思います。概要でございますが、B 型肝炎ワクチンの定期接種が始まります。と言うものをご覧いただければと思います。B 型肝炎ワクチンの定期予防接種が平成 28 年 6 月 22 日予防接種法施行令の一部を改正する政令がございました。これによりまして 10 月 1 日から B 型肝炎ワクチンが定期接種化されるというところがございますので市ではこのための補正予算も含めて準備をしているところでございます。対象者でございますが 1 歳になるまでのお子さん、ただし今年平成 28 年の 4 月 1 日以降に生まれた方になります。接種回数と間隔でございますが 3 回ということになっております。費用につきましては全額公費負担でございますがそのアンダーラインが引いてあるところ、ただし平成 28 年 10 月 1 日以降の接種分に限ります。と言う形になっております。注意事項といたしましては、10 月 1 日から定期でございますが 9 月 30 日までについては定期予防接種を受けたものとみなして、費用の助成はありません。専門的なこととなりますが H B s 抗原陽性の妊婦のお子さんで健康保険の給付により B 型肝炎ワクチンを接種された方は対象になりません。1 回目の接種から 3 回目の接種を終えるまではおおよそ半年間かかります。と言う形でこのお知らせを対象者の方にお知らせしたいというのが概要になります。それを踏まえた補正予算の形になりますので、もう一度資料 2 に戻っていただきまし

て、先ほどご説明したとおりB型肝炎予防接種の定期化に伴いまして全額公費負担となることから予算の増額が生じるために9月議会に補正予算案として提出をいたします。内容でございますが補正予算額の合計が8,569千円となります。内訳といたしましては印刷製本費、これは予診票ですね、問診票のようなものでありますが、こちらは51,840円、通信運搬費としてこれは郵便料になりますが、お知らせのハガキとこの予診票を郵便代として23,000円、それから委託料、予防接種の委託料になるんですが医師会さんにお支払いするものですがこちらが8,494千円となっております。委託料の内訳でございますが先ほどご説明したとおり、対象者につきましては平成28年4月1日以降となっておりますが定期予防接種化が10月1日からという風になっているため9月以前に生まれたお子様については定期予防接種化前に任意で接種している可能性があるということもありますので個々の実態を把握するということは任意ということで困難であるということから、任意接種をしていないということを前提に定期予防接種として3回接種をするという前提に積算を出しております。今年度定期予防接種化が初年度ということもありまして具体的に今後の接種率の見込みというものを立てるのが困難なため対象者のお子さん全員が接種することを前提に積算しております。なお生後2か月を経過した後に初回の接種するのが標準でございますが、初回と2回目の間に27日以上、初回と3回目接種の間に139日以上接種間隔をあける必要があると言っております。9月から10月生まれのお子さんは2回接種、1月生まれのお子さんは1回接種するものとして積算しております。その人数としては4月～8月生まれ9月～12月生まれ、1月生まれの合計8,494千円これが予防接種の委託料となっております。合計が8,569千円を9月議会のほうに補正予算案として提出をいたします。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

浅倉会長：B型肝炎ワクチンが何で定期接種になったのかの説明がなかったですね。B型肝炎というのは血液製剤、あるいは精液によって感染すると言われてきたのが、そういうことのないお子さんたちに肝炎が少し広がったのでその原因を調べたら唾液だとか汗、涙とかそういうものからも感染すると分かってきたので予防するべきということでB型肝炎ワクチンが定期接種化になった経緯があります。ということで何か質問ありますか？

鎗木委員：2つありまして、1つ目が印刷製本費が3,000枚というのは接種する人数に比べて、その方に予診票をお配りするのかなと思ったんですが、多いというか1回ごとに…3,000枚というのは接種される方に比べたら多いのかなと思ったのと、今までB型肝炎は任意摂取だったので、その方を…法律ってそうなんだろうと思うんですが…平成28年4月1日以前に生まれた方というのは全く救済されないというか…27年に生まれた方なんかは任意接種されていなくてもそれを割り切るような形なんですか。

坂本係長：最初の予診票の枚数でございますけど、積算いたしましたのは先ほど申しましたのは4月～1月までということでそれぞれの人数で3回2回1回ということ

で3回が264人、2回192人1回48人、年間だいたい4月1日時点で0歳児が500人ぐらいいるということでこの生まれ月プラス接種の回数でこの合計が1224枚になります。医療機関ごとに置いていただくということで1医療機関に50枚、24医療機関こちらが1,200枚、あとは市の方と医師会さんの方で置いてもらうものがあるということで合計で3,000枚というような積算になっております。

堀江課長：あとは誕生日を遡って対象に出来ないかのご意見かと思いますが、そちらも確かに保健センターも検討はさせて頂いております。確かに今年の4月1日以降に生まれた方というのは国が定めたところなんです、それより遡るとそれは市の独自で実施は出来なくもないんですね。独自予算として、それは特定接種ではなくて任意の接種として市が負担するということは出来るんですが、その遡ったりとかの線引きというのが非常に難しいということがあります、ではどこまで遡れがばいいのかというところが一つございました。あと予算的にも市が丸々負担しなければならないというのがございましたのでそこは非常に苦渋のところではあったんですが、国が定めた28年4月1日以降に生まれた方を対象にするとすることで今回予算を補正予算として出させていただいた経緯がございます。

浅倉会長：追加させて頂きますと、この制度できる前に既にワクチンを任意で接種されているお子さんは結構いらっしゃるんです。だからしている人としていない人、していない人に公費を投入するのはバランスが取れないというのがあるんですよね。よろしいですか？

坂井委員：鎚木委員と同じような質問だったんですがよくわかりました。あと、任意で接種されている方はどのくらいいるんですか？大体で結構なんです、そんなに必要性があるのであれば、今会長の話を聞いたら結構皆さん受けていらっしゃるんだと。

堀江課長：その数字を把握できておりませんで

坂井委員：例えば国全体とかそういうのも、そういったデータもないんですか？

堀江課長：はい。今のところ公表された中ではそういったデータがちょっと私のほうで見た記憶がございませんので、もしかしたらあるのかもしれませんが、私の知る限りではそういったデータはございません。

坂井委員：例えば1歳以降でもこのB型肝炎ワクチンは任意でも接種していたほうがよりよいということですよね？

浅倉会長：理屈からいうとそうなりますね。

坂井委員：法律で決まったということは今日から全員受けましょうということですから。受けてない方は1歳以降でもそれ以前の方でも受けたほうがいい、自助努力でということですね。

浅倉会長：任意になりますから自己負担ですけどね。

坂井委員：単価7000円くらいを3回21000円くらいの負担でよろしいですか。

浅倉会長：はい。

よろしいですか？そうしましたらこのB型肝炎ワクチンの定期接種に係わる補正予算について終わりにしたいと思います。次に議題 3 のがん予防に関するアクションプランの策定について事務局のほうから説明をお願いします。

堀江課長：お手元の資料No.3 をお開きいただけますでしょうか、こちらに基づきましてご説明させていただきます。がん対策アクションプランですけれども、こちらは平成 28 年度中に策定をするべきこれから作業を進めて参りたいと考えております。このがん対策アクションプランの目的ですが、前回第 1 回保健センター運営審議会でお配りさせていただきました、第 2 次国立市健康増進計画の中に重点目標としまして、約 3 人に 1 人の方ががんで亡くなっている現状がございますのでやはりその対策ががんによる死亡率を低下させていくということを大きな目標として掲げております。この目標達成を図るためにやはりどう具体的ななしかも効果的な計画を打ち出していくかということが市に求められているということがございます。そこを何とか早期発見、早期治療、それからがん予防に結びつための具体的な施策をアクションプランとして今年度中にまとめていきたいと考えてございます。そのようなところが大きな目標として掲げております。アクションプランを策定するにあたりまして、2 のところに国立市がん検診に関する意識・実態調査、こういう調査を実施してまいります。これは既に委託契約が終わりましてここで着手したところでございます。この内容というのが、がん対策アクションプランを策定するには国立市民の方のがん検診の受診の状況はどうなっているのか、国立市が実施するがん検診以外にがん検診、例えば勤め先の会社の健康診断に併せて受診されていたり、個人的に人間ドックを受診されたり、そういったこともございまして、保健センターにその情報がつかめていないという状況がございます。そういったがん検診を個人的に受けていらっしゃるかどうかそういうようなところを把握するということが一つございます。それから市民の皆様が市が実施するがん検診、市が実施する以外も含めて、そのがん検診に対しての考え方。全くそんながん検診なんて受ける必要がないよと思っていられる方が多いかどうか、それとも受けたいんだけど結果が怖くて躊躇しているとか、そういった市民の方の意識をやはり対策を打つには把握する必要があるだろうということで実態調査を行うということで今進んでいます。この中の調査対象なんです、国立市が実施するがん検診の対象者とリンクするようなところに設定をしまして、まず無作為抽出した女性は満 20 歳以上 70 歳未満、男性が満 35 歳以上 70 歳未満。これは平成 27 年度末時点での年齢ということになります。それから調査の対象者数ですが、2,000 人の方を対象とさせていただいています。調査方法ですが民間の事業者に委託しましてこの抽出して対象となられた方に郵送させて頂きまして返信用封筒でアンケート調査の回収をさせて頂いています。調査の委託実施機関なんです、平成 28 年 7 月から 12 月まで。12 月には全部返ってきた調査票を取りまとめまして報告書としてあがってくる期間としまして 12 月を考えております。それから国立市のがん検診の概要につきましては最後にご補正をさせて頂いておりま

すが、がん検診の概要をご覧ください。課題のほうは先にご説明させていただきます。がん検診の実施方法は 5 大がん検診、国の実施の基準というのがございまして、それに基づいて国立市も 5 大がん検診、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんこの 5 つのがん検診を実施しております。胃がんの方はバリウム検査になります。バリウムを飲んで胃のレントゲン撮影を行うというものになります。それから肺がん検診ですが、こちらはレントゲン検査になります。2 方向から立体的に肺のレントゲン写真を撮影するというものです。それから大腸がん検診ですがこちらは便の潜血検査でして検便のキットを渡しましてそこから便を 2 日分とっていただいて潜血があるかどうかを検査機関に出して調べます。それから乳がん検診がこれは視触診とマンモグラフィの検査となります。それから子宮頸がん検査は細胞診検査となります。この実施の方法なんです、上段のほうに①から④と書いてございますが、①胃・肺・大腸・乳がんの各検診につきましてはこれは集団検診としまして東京都がん検診センターの方に委託して実施しています。視触診とマンモグラフィの検査となります。それからがん検診車といって、平成 27 年度につきましては年 4 回程土曜日に保健センターの方で実施をさせて頂いています。それから大腸がん検診ですがこれは先ほども申し上げましたが検体を保健センターもしくは北市民プラザの窓口にご提出を頂くという形で実施しております。乳がん検診の方はこれは国立市内の医療機関 27 年度までは 1 ヶ所ございましたが今年度体制的に難しいということがございまして立川市内の指定医療機関で実施をしていただいております。それから子宮頸がんの検診につきましては国立市内の指定医療機関で個別に実施して頂くというふうな形で実施しています。以上がん対策のアクションプランについての説明を終わります。

浅倉会長：事務局の説明が終わりましたが何か質問等ありますか。

樋口委員：保健に関する市報とかはチェックしているんですけど、8 月 20 日号の保健コーナーを読みましてところ胃がん・肺がん全部定員があるんですね。これは定員というのはどうして・・・全部検診させてくださらないんですか？

堀江課長：そうですね。申し訳ございません。おっしゃるとおりですね。定員がございまして最後のがん検診の概要というところで掲載させて頂いているんですがほとんどのがん検診胃と肺と大腸、乳がん検診の委託しているところが東京都がん検診センターの 1 ヶ所のみとなっております。そこは確かに医療機関の拡大するというのとは一つの課題として捉えてございます。やはり折角申し込んで頂いたのに定員のため抽選にもれてしまった。そこで日程が合わないという現実がございましてそこは、がん検診車は年 4 回なんです。そこでもう少し回数を増やせないか、また医療機関を開拓できないかというところは保健センターとしても取り組んでいかなければならないところだと思っています。

浅倉会長：よろしいですか？

樋口委員：はい。

浅倉会長：検診センターの枠が十分取れないということですか。

堀江課長：はい。

浅倉会長：他にどなたか。

坂井委員：このがん検診の概要を見させて頂くと中身というのはほとんど変わっていないような感じがするんですけど、医学的には変わってきている中でずっと従前のやり方でまあやってますよということなんでしょうけど、もう少しやり方というのを変革していくというような動きが感じられない感じがする。そこらへんはどうなんでしょうか。

堀江課長：国が基準を定めてございましてそれにのっとって国立市も実施しているんですが、確かに今年それが見直されまして、今年の 4 月、胃がん検診につきましてはバリウムではなく胃カメラに切り変わりました。しかも対象年齢がそれまでは 40 歳だったんですが 50 歳以上の方を対象に胃カメラで基本は実施しなさい。しかもそれまではバリウム検査を毎年実施していたものを 2 年に 1 回、50 歳以上の方を対象に実施するというように規定が変わってきています。ただし胃カメラ検査は市内の医療機関さん全てで実施できるという状況ではございませんので、国は今まで通りこのバリウム検査ということで 40 歳以上対象ということで当分の間はそちらの実施でも構いませんという条件つきで基準を改定しております。そういったようにあくまでも国の基準に基づいて、国もどういう実施方法でやるのかという色々データに基づいて定めているということがございまして、効果のある胃がん検診ということで国の推奨するやり方を国立市でもそれに習って実施している現状がございします。ですからちょっと様変わりしていない検査もございしますけども市としましてはそういったようなところで実施を行ってきておりますのでご理解をいただければと思います。

浅倉会長：よろしいですか？

坂井委員：はい。おっしゃられることも良くわかりますし、実際全てのことに対応していくのは難しいでしょうけどそういった動きをしていかないと、私も色んな病院の方に聞いたりお医者さんに聞くと、レントゲンの検査の効用について聞くと旧態以前にずっとされているのかなと、私も専門知識がないだけにそういった一方的な知識に惑わされる部分があるものですから、当然保健センターなり国立市でそういった方向で色々と考えてもらってはいるんでしょうけど、そんな考えもありましたので今後のお願い方々話をしたということですね。

浅倉会長：これ一つは処理能の問題があるかもしれないですね。レントゲンの方ですと 1 日に 40～50 人、カメラだとそこまでは出来ないですね。それからカメラは危険もあるし中々難しい。それに付け加えますと A B C 検査で聞かれた事はありませんでしょうか？血液でヘリコバクター・ピロリ菌の陽性かどうか、それからあとペプシノーゲン、胃の粘膜の萎縮を診る・・・その組合わせでどちらかがプラス、両方プラス・・・両方プラスの人はがんの確率が高いのか、でもそれでがんが診断できるわけではなくてその先に胃カメラの検査をしなければいけない。もう一つ関所があるんですが、実際この辺の自治体でもやっているところはあると思うんですがその結果血液だけの検査でその先の 2 次検診を率をどれ

くらい上げるか、あと大腸がんの検診も便の潜血だけで済ませるんじゃなくてその先の精密検査をするのが大事。まず国立市で大腸がん検診をして便潜血反応が陽性だったから・・・何%ぐらいの方が精密検査をうけているのか最後までちゃんとやらないと検診の意味がない。この辺が難しいところです。

私のほうからよろしいですか、さっき検診の回数を増やすとか、枠が少ないんで検診お回数を増やすとか言う話があったんですがそれは結構な話だと思ったんですが、もう一つは検診の受けられる曜日ですね、その辺の検討もして頂いたほうがいいかなと。やっぱりお勤めをしている人が土日なんかにはやれば受ける機会が増えるかもしれないし検診車をやれば保健センターだけでもそれも場所をちょっと市民の方の住まいの近くで考えていきたいと。前も私こう言う話をしたことがあるんですが、例えば市の施設ですと検診車の電源がないから出来ないという話を聞いたことがある。そういうのは簡単に整備できると思うし、例えば、保健センター、北市民プラザ、南のほうにもありますよね。そういうところで週末検診を受けられれば体制を考えて受診率を上げるということを考えていかなければいけない。と言いますのは資料を見ていると検診の受診者の数が少ないですよ。少しでも受診者を増やしていく中でがんのことを見つけて早く治療に結びつけるそういう流れを作ってほしいなど。昨日もこの運営協議会についてですが、そこでも市民をどういう風に育成するかより予防も大事じゃないかとがん検診の話も出てきましたよね。これは保健センターとしてこれから市民が受けやすい検診環境を作って頂く必要があるのです。よろしくお願いします。

がん検診について他に何かありますか？私からも一つ、先ほどちょっと話に出たんですが、大腸がん検診で検便が陽性で精密検査を受けている人の割合というのは掘んでいるんですか？

飛田主査：大腸がん検診なんですけど要精検となった方の 80%の方が精密検査をお受けになっている。

浅倉会長：多いですね。

飛田主査：ちなみに肺がんですと 94.1%。胃がんですと 93.4%。子宮頸がんは 79.6%一番低いんですけど、大腸がんについては胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん子宮がんもがんの中では真ん中ぐらいの精検受診率。5つのがん検診の中で比べたらということなんです。

浅倉会長：それじゃ他の自治体と比べたらかなり高いですよ。

飛田主査：すみません。他の自治体とは比べてないです。

浅倉会長：分かりました。他の自治体に事は漠然とは知っているんですけど。かなり高い受診率ですね。

樋口委員：個人的なことで質問して申し訳ないです。私の夫はすい臓がんで亡くなって、直前まで定期健診を毎月検診で医者にかかっててそしておかしいぞと言われて、次の月・・・3月の血液検査で4月におかしいと言われてそして5月にはもう余命3〜4か月で。ここにすい臓がんとか入っていないということは・・・肺がんも

入っていませんが、そういうのは検診でもどうにもならないということですか？

浅倉会長：これは正解かどうか分からないんですけど、すい臓がんの検診は難しい。やっだから完全に見つけられるいい方法はないんですね。

樋口委員：そういうね、すい臓がんとか他にもあると思うんですけどそういうのはもう別だということでやはり救いの手は・・・

浅倉会長：水がんについてはそういうことがあるということです。それからがんの方の数が少なく、この5大がんに比べると少ないですよ。

樋口委員：でも死亡率は高いんですよ。

浅倉会長：かかった方は。水がんに掛かった方は死亡率は高いんです。多分そういうことで5大がんというのは罹患する方が多いということです。割合この検診でチェックしやすいんですかね。ということで国ががん検診をやっている。

樋口委員：まあこの程度の回答しか得られないというのはしょうがないと思うんです。

坂井委員：先ほど大腸がんで陽性反応が出た場合に精密検査を受けた方が8割いらっしゃるとその中で本当に大腸がんという判断をされた方はどのくらいの%ですか？

飛田主査：陽性反応的中度というのがあるんですがそれが8.4%ですね

浅倉会長：それは精密検査を受けた方の中で8.4%？

飛田主査：はい。平成27年度の事務報告を見ると発見者数3名。%よりは人数の方が分かりやすいかなと。

坂井委員：とにかく国立市でがん検診を受けた方で3名は発見できたということでよろしいですか？

飛田主査：受診者数が平成27年度で1329人大腸がん検診をお受けになっていて3名ということですよ。

坂井委員：ありがとうございました。

浅倉会長：1300人以上で3人、まあ目的にはなる数字ですね。よろしいですか？なければ次の議題4その他に移りたいんですけど。

坂本係長：今日お配りしましたA5の小さい紙でございますが、連絡方法希望調査票というものなんです、従来、郵便でお送りさせて頂いたというところがあるんですが、例えば資料ですとか、先日お願いしました議事録の構成だとかというものについてご協力お願いできればというところなんです、メールで構わないという方がいらっしゃればそちらのほうに記入をして出して頂ければと思います。ただし開催通知については審議会の会長印をおした公印付きのものをお渡ししている関係でそれについては従来通り郵便でお送りさせていただきますが、それ以外のものについて郵便でなくてもいいよというのがございましたらこちらの方にお出しただけだと思います。ちょっと考えてからでも構いませんので持ち帰って頂いて返信用の封筒を付けさせていただきますのでお出しただけだと思います。以上です。

浅倉会長：今開催通知等は今まで通り郵送するけどその他に臨時の変更だとか議事録も。

坂本係長：そうですね議事録についても紙だと直してポストに出してという手間、それは

それでよろしいという方であればいいんですけど、メールだったら直してすぐ返信すれば早いという方も中にはいらっしゃるかと思いますのでそういう形でお願いできればということです。今まで通りでやりたいということであればそれはそれで従前通りやらせて頂きますのでよろしくお願いします。

堀江課長：この連絡方法の記号のところに○をして頂ければ、今まで通りでよろしければ③に○をして頂ければ。もしメールということならばメールに○をして頂いてメールアドレスをご記入いただければと思います。よろしくお願いいたします。

浅倉会長：よろしいですか？ご協力お願いいたします。なければこの次は11月の予定ですので11月について・・・

堀江課長：そうですね、11月、あくまでも事務局案なんですが11月16日水曜日に開催できればと考えておりますが皆様のご意見を伺えればと思います。

浅倉会長：いかがですか？11月16日水曜日、時間は・・・

堀江課長：時間は、1時15分から最長で3時までで皆様ご都合よろしいですか？

清水委員：すみません。欠席させていただきます。調整が難しいかと思いますので欠席であればまた連絡させていただきます。

浅倉会長：ではよろしいですか？次回は11月16日水曜日13時15分からということですのでよろしくお願いいたします。他になければ今年度第2回保健センター運営審議会を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。